

## 認定都市プランナー倫理規定

認定都市プランナーは、持続可能で豊かな都市の実現に寄与する都市計画コンサルタントの使命と職責を自覚し、責任ある技術者として中立・公正な立場で信義に基づき誠実に職務を遂行するとともに、都市計画が高い公共性を有していることを認識し、日頃から専門技術の研鑽に励み、公共の福祉の向上に貢献し、社会からの信頼と尊敬を得るために、次の事項を遵守する。

### 1. 品位の保持

認定都市プランナーは、常に専門家として、また一人の人間として品位の向上と保持に努めること。

### 2. 秘密の保持と漏洩の防止

認定都市プランナーは、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

### 3. 社会的責任の全う

認定都市プランナーは、法令の遵守はもとより、その活動が社会・経済・環境に与える影響が多であることを認識し、業務遂行過程における各種判断や言動について責任を持つこと。

### 4. 公共の福祉への貢献

認定都市プランナーは、業務の遂行にあたって、社会全体の利益を重んじ、公共の福祉の向上に貢献するよう努めること。

### 5. 社会的公正の確保

認定都市プランナーは、多様な関係主体の意見を尊重しつつ、専門的見地から客観性と透明性をもって業務を遂行し、社会的公正の確保に努めること。

### 6. 業務の品質向上と技術的責任の全う

認定都市プランナーは、常に知識を磨き、技術力の向上に努め、業務の品質向上に最大限の努力を払うとともに、業務の技術的内容について説明責任を果たすこと。

### 7. 社会活動等への積極的参加

認定都市プランナーは、都市計画が社会科学の側面を有していることを認識し、その専門的知識・技術を市民団体、学会、協会等へ積極的に参加することにより有効に活用し、広く社会に貢献すること。

### 8. 他の分野の専門家との交流・協調

認定都市プランナーは、都市計画が多様な広がりを持つことを認識し、他の分野の専門家と積極的に交流するとともに、業務の遂行にあたっては協調に努めること。